

県南広域振興局長告示第111号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次のとおり県道の供用を開始する。

平成30年10月5日

県南広域振興局長 細川倫史

- 1 路線名 北上東和線
- 2 供用開始の区間 北上市更木11地割7番3地先から11地割1番1地先まで
- 3 供用開始の期日 平成30年10月5日
- 4 供用開始の区間を表示した図面を縦覧に供する場所及び期間
 - (1) 場所 県南広域振興局土木部北上土木センター
 - (2) 期間 平成30年10月5日から同年11月5日まで